

交通事故をなくす運動天王寺区推進本部設置要綱

第1 目的

日々激化する交通情勢に対処し、交通事故を防止し、あかるい地域社会の建設をめざし、天王寺区役所、天王寺警察署、天王寺交通安全協会並びに各種団体の協力のもと、区民が一体となって交通事故をなくす運動を強力に推進するため、交通事故をなくす運動天王寺区推進本部（以下「推進本部」という。）を設ける。

第2 組織

1 この運動を有効適切に推進し実践するため、推進本部につきの役員を置く。

本部長 1名

副本部長 1名

幹事 若干名

ア 本部長は、天王寺区長をもって充てる。

イ 副本部長は、地域振興会会长をもって充てる。

ウ 幹事は、区地域振興会役員及び地区実行委員の中から本部長が選任する。

エ 推進本部に顧問、相談役を置くことができる。

オ 本部長は、業務を統括し、必要あるときは役員会を招集し、その議長となる。

カ 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、これを代行する。

2 推進本部の事務局は、天王寺区役所に置き、その要員は関係機関の人員をもって充てる。

第3 実践事項

推進本部の行う基本的事項は、役員会において決定する。

第4 経費

推進本部の経費は、大阪市配分予算をもって充てる。